

令和5年3月7日招集

令和5年棚倉町議会定例会3月会議提出議案町長説明要旨

本日ここに、令和5年棚倉町議会定例会3月会議を開催するにあたり、議案の説明に先立ち、町政の御報告と令和5年度の主要な施策の一端を申し上げ、議員各位を始め、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。国は5月8日から感染症の分類を2類から5類に変更し、行動制限やマスク着用などの基本的な感染対策の緩和を進めるとしておりますので、感染症対策も新たな段階に入ることになります。

県では、2月5日に「福島県医療ひっ迫警報」を解除しましたが、感染者数は、減少傾向にあるものの、下げ止まりの傾向にあることから、引き続き基本的な感染対策の徹底を呼び掛けているところであります。

本町の新型コロナの感染状況につきましては、感染者の全数把握が簡略化されておりますので、感染者数の推移を把握することはできませんが、県内の状況から一定数の感染者がいると思われまますので、町民の皆様には、引き続き基本的な感染防止対策に取り組むようお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種についてであります。12歳以上の2回接種完了者に対するオミクロン株対応2価ワクチンの接種率は、2月末現在で66.5%となっております。本接種の実施期間は3月末までとなりますので、引き続き希望する方が速やかに接種できるよう対応してまいります。また、5年度からの接種体制につきましては、現在国で検討が重ねられておりますので方針が決まり次第、迅速に対応してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策支援事業として実施しました「たなぐら応援クーポン券事業」についてであります。発行したクーポン券の最終的な利用率は98.1%となり、町内151か所の飲食店や事業所において、多くの町民の方に利用していただいたところであります。新型コロナの影響は、依然として社会経済活動に大きな影を落としておりますので、今後も国・県が実施する経済対策などを活用しながら、町内の経済活動の支援や生活者支援の対策を講じてまいります。

次に、マイナンバーカードの取得状況についてであります。窓口職員の増員や休日窓口を開設するなど、マイナンバーカード取得の促進を図ってきたところであり、申請率は2月19日現在の速報値で78.2%となっております。

マイナポイントが付与されるマイナンバーカードの申請期限は2月末で終了しましたが、引き続きマイナンバーカードの申請受付は行っておりますので、窓口での申請手続き等の支援をとおして取得の促進を図ってまいります。

それでは、5年度の主要な事業及び施策について、第6次棚倉町振興計画の政策目標に沿って御説明申し上げます。

第1に、「はぐくむ」についてであります。

まず、子育て環境の充実につきましては、「第2期棚倉町子ども・子育て支援事業計画」を基本として、多様化する保護者の保育ニーズに対応し、安心して子どもを生き育てることができるまちづくりを目指します。具体的には、育児用品の購入助成をはじめ、給食費の2割減免や幼稚園の副食費の免除などのほか、赤ちゃんと保護者が絵本を通じて触れ合う「ブックスタート事業」や、ひとり親家庭の生活の安定を図るため各種資格取得を支援する「ひとり親家庭生活安定支援事業」などの事業を継続してまいります。また、預かり保育や放課後児童クラブの充実を図り、18歳までの医療費の無料化などに引き続き取り組んでまいります。さらに5年度からは、新たに高校生への修学支援として、一人当たり年額6万円を給付することにしており、総合的に子育て世代の支援を図ってまいります。

次に、妊産婦に対する支援につきましては、2月から開始しました「出産・子育て応援給付事業」を5年度も継続し、妊娠届出時から全ての妊婦、子育て家庭に寄り添い、継続的に相談に応じる伴走型相談支援と、妊娠届出及び出生届出後にそれぞれ5万円を給付する経済的な支援も実施してまいります。また、新たに5年度から妊産婦に係る医療費自己負担分の助成を実施することにしており、妊産婦自身の疾病等の早期発見、早期治療を促し、安心して出産・子育てができる環境を整えてまいります。

次に、学校教育につきましては、発達段階に応じた保・幼・小・中・高をつないで資質能力を育成するとともに、夢や目標を持ち、自ら考え、自分で決めて、学び続ける子どもの育成を目指し、否定せず肯定的に関わることで、多様な子どもたちが一人一人の可能性を最大限に発揮できるよう引き続き、キャリア教育の推進に努めてまいります。

またこの度、本町キャリア教育の実践が書籍にまとめられ「資質・能力を迫るキャリア教育 キャリア教育の町 棚倉の挑戦」と言ったタイトルで、3月下旬に刊行されることとなり、これまでの教育活動が認められたものと実感しております。

また、送迎バスに園児を置き去りにした事故を教訓とした対応につきましては、園児を置き去りにしないための安全装置を送迎バスに設置し、園児の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、本町キャリア教育の特色ある教育活動でもある「チャレキッズ」につきましては、節目となる10年目を迎えますが、様々な職場体験を行う本事業をきっかけとして、子供たちが将来目指したい職業や働くことへの理解を深め、一人ひとりが夢を育むことができるよう、学校、企業、事業所及び行政の連携をこれまで以上に強めながら、内容の充実に努めてまいります。

次に、生涯学習の充実につきましては、健康、歴史及び趣味の講座等を中心に幅広い

年代の方々の学習の場となっております「修道館大楽」の充実を図るため、現在の生活スタイルに合わせたオンライン講座の開設など、より多くの年代の方々に学習機会を創出できるよう取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興につきましては、棚倉運動広場の大規模改修として、ナイター設備の拡充やグラウンドの暗渠排水設備の改修などを行い、利用者が快適に活動できるように施設の充実を図ってまいります。また、「町民皆一スポーツ」を目指して、いつでも、どこでも、自分の好きなレベルでスポーツを楽しむことができるような環境の充実に努め、棚倉スポーツクラブを核とした生涯スポーツの推進を強化してまいります。

次に、文化・芸術活動の振興につきましては、町民の文化芸術活動の拠点施設である町文化センターの大規模改修を5年度から実施し、施設の長寿命化を図りながら、利便性の向上と安心・安全に配慮した施設整備をしてまいります。改修工事期間中は、一定期間休館を予定しておりますので、町民の皆様をはじめ、利用されている方々へ御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、国指定史跡の棚倉城跡につきましては、「棚倉城跡整備基本計画」を策定中ですが、二の丸西側石垣が一昨年及び昨年の二度にわたる福島県沖地震で崩落箇所が拡大した被害について、今後5年間を目途に災害復旧事業として保存修復を行ってまいります。また、町内に現存する赤館や寺山館をはじめとする中世城館についても、保存に向けて継続的な調査を進めるとともに、文化財展等を開催するなど、文化財の活用にも努めてまいります。

第2に、「あんしん」についてであります。

まず、防犯関係につきましては、夜間における歩行者の安全確保や犯罪の抑止を図るため、3年度から町内全域の防犯灯及び街路灯などをLEDに更新しているところでありますが、整備後は一括して防犯灯として町が管理し、引き続き夜間に置ける歩行者の安全確保や犯罪の抑制を図り、町民の皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。

次に、消防関係につきましては、小型ポンプ積載車2台の更新及び耐震性地下式防火水槽2基を設置するほか、消防施設の点検整備や装備品の充実を図り、引き続き消防、防災体制の強化に取り組んでまいります。

次に、防災関係につきましては、大規模災害時のトイレ不足や衛生面の不備等の解消を図ることを目的として、移動式のトイレトレーラーを購入して配備してまいります。トイレトレーラーにつきましては、災害時の活用を図るほか、平時には、参加者が多く集まるイベント会場などに設置して活用することで、町民の防災意識の高揚を図る一助としてまいります。

次に、自主防災組織につきましては、4年度中に新たに5区及び祖父岡区において設立されましたので、全体で16団体となったところであります。自主防災組織は、災害発生時等における地域防災力の要となる組織でありますので、引き続き、全行政区に設立されるよう取り組んでまいります。

次に、上水道及び簡易水道事業につきましては、安全で安定的に水道水を供給するため、計画的に老朽管等の更新工事や漏水調査を実施し、有収率の向上に努めるとともに、施設の統廃合計画を進め、維持管理経費の節減を図ってまいります。

次に、公共下水道及び農業集落排水事業につきましては、下水道施設の適正な維持管理及び長寿命化に努めるとともに、衛生及び住環境の向上に努めてまいります。

次に、町営住宅につきましては、棚倉町町営住宅長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金事業を活用して既存住宅の修繕に取り組み、安全で安心して暮らせる町営住宅の整備に努めてまいります。

第3に、「すこやか」についてであります。

まず、子育て世代包括支援センターにつきましては、利用促進に努めながら、妊娠や出産、子育てに関する相談や講座、情報提供などを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に努めてまいります。

次に、母子保健事業につきましては、妊産婦健康診査費の助成や産後ケア事業、乳幼児健康診査及び5歳児健康相談の実施など、支援体制の充実を図り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めてまいります。

次に、健康増進事業につきましては、特定年齢の方へのがん検診無料クーポン券の交付や健幸アンバサダーを活用した健康情報の啓発に取り組み、各種検診の受診率向上に努めてまいります。また、町の健康課題となっております高血圧症や糖尿病の発症及び重症化の予防に努め、健康寿命の延伸に向けて各種事業を実施してまいります。

次に、予防接種事業につきましては、乳幼児や高齢者などの定期接種の接種率向上に努め、任意接種についても情報提供を行いながら、感染症の発症防止や重症化予防に取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉につきましては、第8期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の最終年となりますが、引き続き適正な介護保険サービスの提供に努め、地域サロン等の介護予防事業の充実を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる事業の継続に取り組むとともに、第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定に着手してま

います。

次に、在宅福祉につきましては、ひとり暮らしの高齢者などを対象とした配食サービス、軽度生活援助、緊急通報体制の整備などの事業を継続してまいります。

次に、障がい者福祉につきましては、重度障がい者医療費の助成をはじめ、障害者総合支援法による介護給付や日常生活用具の給付など、身体や精神などに障がいのある方が、地域において自立した生活が送れるよう総合的な支援に取り組んでまいります。

第4に、「いきいき」についてであります。

まず、農業振興につきましては、担い手不足や耕作放棄地の増加などの課題に対して、関係機関と連携を密にしながら、町の担い手支援事業により農業機械等の適正な設備投資を支援してまいります。また、ナラシ対策や収入保険等への加入を推進するとともに、トマト、キュウリ、イチゴ及び飼料用米等への作付け転換を促す米の需給調整事業などにより、農家の経営安定が図れるよう支援を進めてまいります。さらに、5年度においても米の安全・安心を担保するため、引き続きモニタリング検査を実施してまいります。

次に、農村の持つ機能及び農村コミュニティの支援につきましては、農業・農村の持つ多面的機能の維持は、地域の共同活動によって支えられており、その役割も益々重要度を増してきておりますので、引き続き、多面的機能支払事業及び中山間地域等直接支払事業により、地域における農業・農村環境の維持のほか、地域コミュニティの活動を支援してまいります。

次に、有害鳥獣対策につきましては、農作物への被害の状況を的確に分析し、有害鳥獣の捕獲を強化するほか、被害が多い中山間地域に対して、電気柵の貸し出しを行い有害鳥獣の被害防止対策に取り組んでまいります。また、東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会を中心とした広域的な被害防止対策にも努めてまいります。

次に、林業振興につきましては、国・県補助金等を活用した松くい虫防除事業をはじめ、森林の育成や保護、景観の保持に努めるとともに、国の森林環境譲与税及び県の森林環境交付金を活用した事業を実施してまいります。また、ふくしま森林再生事業につきましては、森林の整備及び森林の持つ公益的機能の維持向上を図りながら、本町の森林再生を進めてまいります。

次に、里山事業につきましては、里山の自然環境を保全する地域の活動支援やモデル地区としてルネサンス棚倉の東側に里山の整備を進めるなど、気軽に自然とふれあい、遊歩道を散策しながら虫や鳥などの観察ができて、さらには、健康づくりにも寄与できる里山の環境整備と保全に努めてまいります。

次に、商工業の振興につきましては、商店街の活性化のため、関係商工団体等に対する助成金の交付や各種事業に対する助成、並びに商工業者経営合理化資金融資制度による支援を引き続き実施しながら、町内商工業者の経営安定が図れるよう支援をしてまいります。

また、地元の事業者や企業への育成支援、及び企業の誘致、並びに起業・創業者への支援を3つの柱として、5年度から「きぎょう支援事業補助金」を創設し、企業のサテライトオフィスや拠点オフィスなどを開設や移設する場合の費用や、起業・創業者が町内に店舗や事業所を開設する際の経費に対して、補助金を交付することにしております。また、新たに棚倉町企業立地用適地情報データベース事業に取り組み、用地の確保を求めている事業者や企業のニーズに対応してまいります。

このほか、企業訪問や関係機関と連携した情報収集及び情報提供に努め、工場等の増改築や設備投資を予定している企業等に対して、国・県の補助制度や税制優遇措置、及び町の工場設置奨励金制度などによる企業支援のほか、事業承継などへの支援もしてまいります。

次に、町内の物産品につきましては、友好都市である川越市をはじめ、横浜市鶴見区及び大阪府泉佐野市や東京都の日本橋ふくしま館「ミデッテ」などで開催されるイベントにおいて、町のブランド認証産品をはじめ、町内物産品等のPRをしながら風評被害の払しょくに努めてまいります。また、関係団体と連携し、町の農産物や加工品などの物産品のブランド化についても支援してまいります。

次に、雇用対策につきましては、本町が開設しております無料職業紹介所や白河公共職業安定所と連携しながら、求人・求職の相談に対応してまいります。

次に、観光誘客、イベント事業につきましては、昨年、多くの方々にご参加いただき好評を得ております町内を周遊するわくわくスタンプラリーをはじめ、テレビや雑誌を活用したメディア事業、新たな対面型のイベント事業を実施するとともに、町観光協会との協働により開催しました観光フォトコンテストや紫陽花手水スタンプラリー、さくらドライブスタンプラリー等にも取り組み、地域経済の活性化や観光誘客に繋げてまいります。

次に、山本公園整備事業につきましては、4年度で山本キャンプ場整備が完了しましたので、5年度は山本いこいの村地内の遊歩道等を整備し、さらに多くの方々にご利用いただけるよう施設整備を進めてまいります。

第5に、「むすぶ」についてであります。

まず、町道の整備につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業を活用して、道路改良工事や橋梁補修工事などに取り組むとともに、地域からの要望を含めた維持補修に努めることで、町道の安全性と利便性の向上を図ってまいります。

次に、国・県道の整備につきましては、県南建設事務所との連絡調整会議において、道路改良や歩道整備などを要望しているところであり、早期に事業化が図られるよう引き続き要望してまいります。

次に、治山、治水対策事業につきましては、災害の発生が予想される地区を中心に今後も国、県に対し、防災・減災・国土強靱化事業の具体的な災害対策の実施に向けて、継続的に協議や要望を行ってまいります。

次に、地域交通対策につきましては、運転免許証の返納者や移動手段を持たない高齢者及び障がい者などの交通弱者に対して、引き続きタクシー利用料金助成事業により支援してまいります。また、地域の公共交通の要となるJR水郡線及び路線バス等を維持するため、今後も関係機関と連携しながら利用促進に努めてまいります。

次に、デジタル・トランスフォーメーションへの取り組みにつきましては、棚倉町DX推進基本方針に基づいて戸籍、税、介護、福祉、医療などの基幹業務に関するシステムの標準化、共通化を進め、さらに行政手続きのオンライン化を推進し、利便性の向上を図ってまいります。

第6に、「きずく」についてであります。

まず、広報機能の充実につきましては、分かりやすい充実した広報紙の発行とホームページや防災行政無線、さらには、フェイスブックなどのSNSによる情報発信に努めてまいります。

次に、第6次棚倉町振興計画につきましては、計画期間が6年度末をもって満了することから、現在の厳しい社会情勢等を踏まえながら新しい時代に向けた目標を掲げるため、第7次棚倉町振興計画の策定に着手してまいります。

次に、健全な財政運営につきましては、先行き不透明な経済情勢の中、施設の大規模改修等の時期を迎え、財源の確保が課題となってまいりますので、基金などを有効に活用しながら、限られた財源を最大限に生かし、収支均衡型の財政運営に努めてまいります。

次に、提出議案について御説明申し上げます。

本定例会に提出いたします議案は、令和4年度補正予算に関する議案8件、条例の制定議案2件、条例の改正に関する議案10件、令和5年度一般会計予算及び特別会計・事業会計予算に関する議案9件、辺地計画の変更に関する議案3件の総数32件であります。

まず、当初予算関係議案についてであります。本町の5年度予算の編成にあたりま

しては、国の予算編成基本方針及び地方財政計画並びに県の市町村予算編成指針を踏まえ、第6次棚倉町振興計画の「住民が主役のまち」「安心で優しいまち」「誇りと愛着のもてるまち」の基本理念のもと、持続可能な財政構造の確立に努めながら、産業の振興と活性化、子ども子育て支援の充実及びインフラ整備の拡充など、これからのまちづくりと当面する課題に対応する事業を優先して編成したものであります。5年度一般会計予算の規模は、歳入歳出予算の総額を69億8,300万円とし、前年度当初予算対比4.7パーセントの増としたところであります。歳入財源の主なものにつきましては、町税19億7,814万円、地方交付税18億8,166万円、国庫支出金6億3,566万4千円、県支出金6億2,032万4千円、町債は、臨時財政対策債を含めて6億1,629万円の借り入れを予定しております。

次に、各特別会計及び事業会計についてであります。まず、国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を12億5,045万4千円とし、前年度当初予算対比7.9%の減としたところであります。また、5年度の国民健康保険税につきましては、県に納付する国民健康保険事業費納付金3億191万9千円を基に算定したものであり、前年度比7.3%減となる2億3,507万6千円を必要額として計上しておりますが、例年どおり6月に繰越金等の確定をもって本算定を行い、課税総額及び税率を決定してまいりますので、現時点では、暫定的な課税見込み額を計上したものであります。

なお、本予算案につきましては、2月9日に開催しました国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案に異議のない旨の答申を受けておりますので、御報告を申し上げます。

次に、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,638万3千円とし、前年度当初予算対比で3.4%の増としたところであります。また、保険料につきましては、前年度と同様の均等割額が4万4,300円、所得割率が8.48%となります。

次に、介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を15億1,432万6千円とし、前年度当初予算対比で0.05%の減となったところであります。予算編成にあたっては、特別養護老人ホームへの入所の増加、ショートステイや訪問・通所介護等の在宅サービスの利用増加を見込んでおり、最終年となる第8期介護保険事業計画に基づいた介護予防事業にも積極的に取り組んでまいります。

次に、上水道事業会計予算につきましては、収益的収入では3億7,046万5千円、収益的支出では3億3,906万3千円を計上いたしました。また、資本的収入及び支出につきましては、収入で1億6,288万3千円、支出では2億9,567万4千円となり、収支差し引き1億3,279万1千円の歳入不足となりますが、この不足額につきましては、当年度分消費税の調整額及び過年度分損益勘定留保資金並びに建設改良積立金により補填し、運営する内容となっております。

なお、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業及び霊園整備事業の各特別会計につきましては、事業目的に沿った適正な施設の維持管理と事業の執行を念頭に予算を編成したところであります。

次に、条例の制定についてであります。議案第9号 棚倉町犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等基本法に基づいて、犯罪被害者等の権利、利益の保護を図ることを目的として条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第10号 棚倉町個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまでは個人情報を取り扱う主体ごとに分かれていた法律が一本化されたことに伴い、地方公共団体においても改正個人情報保護法の全国的な共通ルールが適用されることとなりますので、法律に基づいた制度運用に必要な事項を条例で定めようとするものであります。

次に、条例の一部改正の議案についてであります。まず、議案第11号 棚倉町広告式条例の一部を改正する条例につきましては、町内4か所にある掲示場を役場前の掲示場1か所とするため改正をしようとするものであります。

次に、議案第12号 行政区長に町役場事務の一部を委任する条例の一部を改正する条例につきましては、町から行政区長に委任できる事務について、現状にあった内容に改正をしようとするものであります。

次に、議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を60歳から65歳に引き上げるため、棚倉町職員の定年等に関する条例を改正するほか、定年を引上げることに伴い、職員の給与に関する条例など、関係する10件の条例改正と、棚倉町職員の再任用に関する条例の廃止を整備条例として一括して所要の改正等をするものであります。

次に、議案第14号 山本キャンプ場設置条例の一部を改正する条例につきましては、4年度に整備しましたバンガロー棟及びテントサイトの数量や使用料の改正をしようとするものであります。

次に、議案第15号 棚倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号 棚倉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、保育所などの手続き等について、電子申請等による対応も可能とする包括的な規定を追加しようとするものであ

ります。

次に、議案第17号 棚倉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案第18号 棚倉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令などに準じて所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第19号 棚倉町文化財保護条例の一部を改正する条例につきましては、文化財保護法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第20号 棚倉町議会議員及び棚倉町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましては、公職選挙法施行令が改正され、1日当たりの選挙運動用自動車の借上料、及び燃料費の公費負担額の上限額が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第30号 戸中大岩平辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第31号 瀬ヶ野辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第32号 山岡辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。昨今の厳しい社会情勢や資材・原材料等の高騰を踏まえ、事業費や事業内容を精査した結果、事業費等に変動が生じたので「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づき計画を変更しようとするものであります。

次に、議案第1号から議案第8号までの4年度補正予算関係についてであります。一般会計につきましては、歳入では、町税、地方交付税、寄附金等の増額であり、歳出では、民生費、農林水産業費、土木費等における各事業の確定見込みによる減額、さらには、繰越明許費の設定や地方債の追加、変更をしようとする補正であります。

その他の特別会計につきましては、主に、事務事業の確定などによる計数整理をしようとするための補正であります。

以上が提出議案の概要であります。

引き続き厳しい財政状況ではあります。第6次振興計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を継続的に進め、「人を・心を・時をつなぐ たなぐらまち」の実現を目指して、各種施策に積極的に取り組んでまいります。議員各位をはじめ、町民の皆様には、一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案の詳細説明につきましては、それぞれ主管課長より説明をさせますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明といたします。